

令和4年度「家庭の日」ポスター展実施要領

1. 趣旨

家庭は「子どもの成長の基盤」「集団生活の原点」など、青少年の健全な成長のために最も重要な場所であることから、青少年を育てる狭山市民会議では、家庭を題材としたポスターを展示し、埼玉県が定める毎月第3日曜日の「家庭の日」を普及啓発し、広く市民に家庭の大切さを訴えることとする。

2. 主催

青少年を育てる狭山市民会議

3. テーマ

家族で過ごしているところや、家族のふれあい、いたわりあい、団らん等を題材として「家庭の日」の普及啓発に資するもの。

(例：食事、スポーツ、お出かけ、家事、お話など)

4. 応募資格

狭山市内に在学または在住している小・中学生

5. 応募作品の規格

・八つ切りサイズの画用紙又はケント紙を使用することとし、横向きのみとします。

描画材料は自由とします。(パネルは不要)

- ・応募は一人一作品(未発表のもの)
- ・文字の使用は自由(文字を使用しなくても可)
- ・応募作品の著作権は主催者に帰属します。

6. 応募方法

作品右下に添付票(別紙様式1)を貼付し、応募票(別紙様式2)を添えて各小中学校もしくは直接応募先へ提出。

7. 応募締切日

令和4年9月7日(水) ※17時まで

8. 応募作品展示

期間：令和4年9月23日(金・祝)～9月24日(土)

場所：中央公民館第1、第2ホール及び入曽地域交流センター大ホール

9. 選考、表彰等について

- (1) 青少年を育てる狭山市民会議理事や学校教育関係者等で構成された選考会によって、入選作品を選定します。
- (2) 入選作品の中から各賞（最優秀賞、優秀賞及び優良賞）を決定し、表彰します。また、入選した方には記念品を贈ります。
- (3) 入選者への連絡は、学校を通して通知します。また、個人応募の場合は応募票の住所へ郵送にてお知らせします。
- (4) 入選作品は青少年を育てる狭山市民会議から翌年度の県主催のコンクールへ推薦応募します。
なお、県主催のコンクールの応募資格は小中学生であるため、当年度中学校3年生の作品は推薦応募対象外となります。また、入選作品数が推薦応募枠を超える場合は、選考会にて選定します。
- (5) 入賞作品は、狭山市青少年育成推進委員会が「家庭の日」の普及啓発を目的に作成するポスターの図案に使用する場合があります。

10. 入選作品展示

期間：令和4年10月11日（火）～10月21日（金）

場所：狭山市役所1階エントランスホール

11. 応募作品返却について

応募作品は11月頃に返却します。ただし、県主催のコンクールへの推薦作品は返却しません。

12. 応募先

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5

狭山市こども支援部 青少年課内

青少年を育てる狭山市民会議事務局